

令和5年度  
神奈川県の施策・制度・予算に関する要望  
(藤沢市要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市

## 要望に当たって

日頃から、市政運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年 of 当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき深謝申し上げます。

当市では、市政運営の総合指針2024において、「めざす都市像」として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、「藤沢らしさ」を時代の変化に応じて発展させ、未来に引き継いでいけるよう、SDGsの視点を取り入れ、元気を生み出し続ける支えあう都市を目指し、市政を進めています。

また、広域都市連携においては、湘南地域県政総合センターのご協力をいただきながら、茅ヶ崎市、寒川町と湘南広域都市行政協議会を運営し、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化、効率化を推進しております。

これらの取組においては、「コミュニティ再生で笑いあふれる100歳時代」の実現を意識することはもとより、効率性と相乗効果を高めるためにも、県市の連携、協働や神奈川県における技術的・財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

コロナ禍によって浮き彫りになった多様化・複雑化する住民ニーズに対応するために、令和4年度は、未来に向けた持続可能なまちづくりへの「新たなスタートの時」として位置づけております。未来に向けて神奈川県と一体となり市政運営に取り組んでいく必要があると考えております。

については、当市が令和5年度の施策を展開するうえで重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2022年(令和4年)6月

藤沢市長

鈴木恒夫

## 目次

<b>個別課題</b> .....	1
1 津波災害警戒区域内における津波避難対策の強化について .....	2
2 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）について .....	4
3 相鉄いずみ野線の延伸について .....	6
4 河川の整備促進について .....	8
5 藤沢駅南口交番の閉鎖期間における防犯体制の維持・強化について .....	10
6 健康で豊かなスポーツライフの実現について .....	12
<b>広域的課題</b> .....	15
1 地震防災対策の支援体制の拡充について .....	16
2 重度障害者医療費助成制度の充実について .....	18
3 小児医療費助成制度について .....	20
4 保育士の確保及び育成について .....	22
5 脱炭素社会の実現に向けた取組について .....	24
6 道路の整備について .....	26
7 地域経済支援策の拡充について .....	28
8 教員数配置の充実強化について .....	30
9 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について .....	32
10 文化財の保護について .....	34
11 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について .....	36
12 自転車通行帯の整備について .....	38
13 都市環境整備の推進について .....	40
14 神奈川県林業・木材産業等振興交付金について .....	42
15 県移譲事務に関する手続きのオンライン化について .....	44
県所管別要望一覧 .....	46

※要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。



## 個別課題

- 1 津波災害警戒区域内における津波避難対策の強化について
- 2 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）について
- 3 相鉄いずみ野線の延伸について
- 4 河川の整備促進について
- 5 藤沢駅南口交番の閉鎖期間における防犯体制の維持・強化について
- 6 健康で豊かなスポーツライフの実現について

### 1 津波災害警戒区域内における津波避難対策の強化について

(要望先 ぐらし安全防災局)

#### 要望項目

当市沿岸地域は、神奈川県から津波災害警戒区域に指定され、津波からの避難場所の拡充を進めているが、津波災害警戒区域内の県管理地等における海浜利用者や施設利用者等については、多くの避難者が見込まれるため、県管理地内に津波避難施設の確保を図ること。

#### 要望内容

##### <現状>

東日本大震災以来、いつ発生するかわからない大地震による津波災害に対し、沿岸住民は大きな不安を抱えて生活しています。国は、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という基本理念のもとで、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）を平成23年12月に施行しました。この津波法に基づき、令和3年3月に神奈川県により、当市沿岸部の片瀬地区・鵠沼地区・辻堂地区（以下「3地区」という。）の津波浸水想定区域約4.7k㎡が津波災害警戒区域に指定され、津波から一時的または緊急的に避難するための津波避難ビルを拡充するなど、津波避難対策の強化が求められているところです。

当市では、令和4年6月時点で、市内に140か所の津波避難ビルと4か所の津波一時避難場所を指定し、概ね地域住民が避難した場合に収容可能な施設は確保できつつありますが、依然地域ごとの偏りもみられる状況であり、特に津波の危険性が高い海岸沿いでは、避難に適した高い建物が少ないなど、より一層の拡充が必要とされています。さらに、県管理地から多くの海浜利用者や公園施設利用者が避難してきた場合には、地域住民の避難施設が不足する恐れがあり、地域住民からは、津波災害警戒区域の住民説明会や津波避難訓練等に際し、不安の声とともに、海浜利用者等の津波避難施設の拡充を求める声が多くあがっている状況となっています。

また、当市沿岸地域は3地区と広く、当市が最も被害を受けると想定される、相模トラフ沿い海溝型地震（西側モデル）での最大津波の到達時間が8分と考えると、津波浸水想定区域外への避難移動は容易ではなく、地域住民や多くの海浜利用者等が避難することができる施設の拡充・確保が必要とされています。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

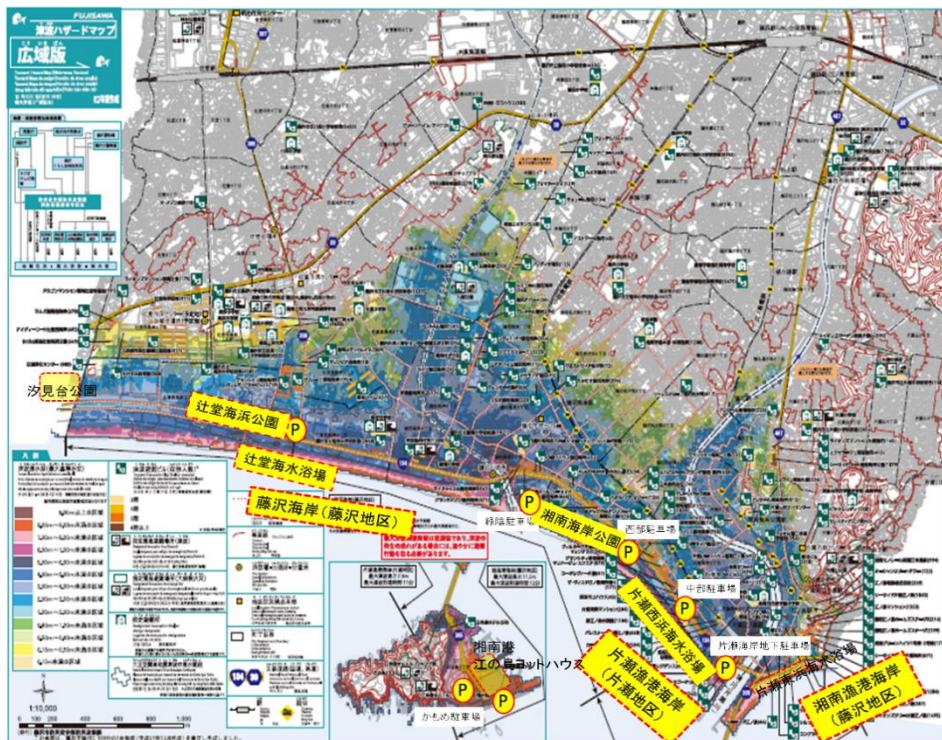
- 津波災害警戒区域内の県管理地等における海浜利用者や施設利用者等については、多くの避難者が見込まれるため、県管理地内に津波避難施設の確保を図ること。

### <効果>

津波災害警戒区域内の沿岸地域にある県管理地等において、津波避難施設を拡充することで、津波災害時に海浜利用者等の避難場所を確保でき、周辺住民の安心・安全につながり、多くの人命を救うことに寄与できます。

## 参考資料

藤沢市津波ハザードマップ内における神奈川県関係施設等



(市担当課 防災安全部 危機管理課)

### 2 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）について

（要望先 環境農政局）

#### 要望項目

ナラ枯れ被害の防除対策の補助金については、対象が森林法第5条に規定される森林のみとなっており、補助の対象とならない市有山林が多いことに加え、都市公園においては補助の対象となっていないため、公園・緑地におけるナラ枯れ被害対策に資するよう既存の補助制度を拡充するとともに、必要に応じて補助制度を創設するよう国に働きかけること。

#### 要望内容

##### <現状>

県では、平成29年に初めてナラ枯れ被害が確認され、その後全県的に被害が拡大したとされています。被害を受けやすいナラ類やシイ・カシ類は、高樹齢化・大径木化が進み、カシノナガキクイムシが好む環境が県内各地に分布しており、山間部だけでなく都市域のような暮らしに密接した地域においても多く発生している状況です。

当市の都市公園においては、平成29年度に複数箇所でもナラ枯れ被害が確認されており、令和2年度から、倒木により人的被害が生じる恐れのある樹木を対象に、地際での伐倒・焼却処分を実施しています。また、市有山林(樹林)内においても、平成30年度から確認され、同年度から倒木により被害が生じる恐れのある木については、地際での伐倒・焼却処分を行うとともに、伐倒後の根株に対して薬剤による燻蒸処理を実施しています。

県は、森林病虫害等のまん延を防止し、県内各地域の森林の保全を図るため、森林病虫害等防除事業に要する経費に対し、補助金を交付する「神奈川県森林病虫害等防除事業補助金制度」を実施していますが、当市の市有山林は必ずしも補助金制度の対象となるわけではありません。都市公園におけるナラ枯れ被害木の処理方法は、施設利用者の出入りのある場所においては抜根まで行うことが望ましいと考えますが、都市公園等の公園樹木、街路樹に至っては修景目的に植えた



「木」であることから補助が受けられず、限られた財源の中では、伐採等一時的な処理をするほかなく、全ての被害木に対し十分な対処ができていない状況です。

さらに、都市公園内の樹木は、隣接家屋等との距離が近く、公園利用者や隣接地に配慮する必要があることから、薬剤を用いた燻蒸処理等が行えないこと、また、市有山林等の樹林地については樹木の密集度が高く早期に対策を行わなければ、まん延拡大の危険性が一層高まるという課題があります。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 都市公園及び市有山林におけるナラ枯れ被害対策に資するよう既存の補助制度を拡充するとともに、必要に応じて補助制度を創設するよう国に働きかけること。

### <効果>

都市公園におけるナラ枯れ被害対策に資するよう既存の補助制度を創設・拡充することで、倒木・落枝等による人的被害やインフラ・家屋等への物的被害を防止し、景観の保全に寄与します。また、市有山林については被害木を早期に処理することにより、まん延拡大の抑制が図られます。

## 参考資料



ナラ枯れ被害木



伐倒後の燻蒸消毒状況

(市担当課 都市整備部 公園課・みどり保全課)

### 3 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

#### 要望項目

いずみ野線延伸については、延伸予定地域の沿線におけるまちづくりが先行していることから、事業の見通しを早期に明らかにすべく、鉄道延伸の検討の深度化について協働して取り組むとともに、事業スキームの検討や財政的・技術的支援に関する国への更なる働きかけについて取り組むこと。

また、事業化に向けては沿線地域におけるまちづくりの計画を踏まえて検討を図ること。

#### 要望内容

##### <現状>

平成28年度の国の交通政策審議会において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、いずみ野線の延伸（湘南台～倉見）が位置付けられました。これを踏まえ、県はこれまでに湘南台から慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺までを先行区間として、鉄道の線形及び施設の概略構造の検討を行うとともに、概算事業費及び基本ケースにおける鉄道利用者数の推計を実施しました。

「いずみ野線延伸連絡協議会」は、平成29年度に想定した2駅の概ねの駅位置等について合意し、この合意内容と交通政策審議会の答申内容を受け、更なる検討及び関係者間での合意形成を図るため、同年11月に「いずみ野線延伸検討協議会」に改組しました。同協議会には、平塚市が新たに構成員に加わり、オブザーバーとして国土交通省が加わって、検討を行っています。

当市では、延伸地域のまちづくりに向け、新駅設置を想定した2駅周辺のまちづくり基本計画を策定するとともに、B駅の設置が想定されている健康と文化の森地区では、平成28年度に、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス等を市街化区域に編入し、新たなまちづくりを進めるエリアを、一般保留区域に設定しました。さらに、B駅については、地権者で構成するまちづくりに関する協議会が平成30年度に発足するとともに、令和2年12月には事業化検討パートナーが決定し

ています。A駅についても、駅周辺の住民を中心とした連絡会を設立し、駅周辺のまちづくりや需要創出に向けた取組を進めています。このように、地区全体でまちづくりが先行しており、鉄道延伸についても住民の期待は大きく、検討の具体化が求められています。

延伸の早期実現に向けては、事業の採算性をどのようにして確保するかという課題があります。また、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、沿線の交通事業者等との協議や調整については、不透明な状況であり、更なる検討が必要です。こうした理由から、令和5年度も鉄道の課題解決のための検討の深度化を行い、鉄道延伸の事業見通しを早期に明らかにすべく、県市協働で取組を進める必要があります。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むこと。
- 事業スキームの検討や財政的・技術的支援について、国へ働きかけること。
- 事業化に向けては、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりの計画と密に連携を図りながら検討を行うこと。

### <効果>

県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性はもとより、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換が促進され、環境負荷軽減等も見込まれます。



### 参考資料

いずみ野線の延伸 (県ホームページから)

(市担当課 計画建築部 都市計画課)

### 4 河川の整備促進について

(要望先 県土整備局)

#### 要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨などの気候危機への対策として、特定都市河川（境川・引地川）及び「かながわの川づくり計画」対象河川（境川・引地川・小出川）の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

#### 要望内容

##### <現状>

雨水の排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受けます。気候変動により、極端な降水の発生頻度や強度が増えるという影響が現れ、この結果、流下能力を超える規模の洪水が発生し、洪水氾濫等の被害を生じさせる可能性が増大するとされていますが、実際に、近年頻発している突発的集中豪雨では、河川の急激な水位上昇に伴い雨水管渠による内水の排除が停滞し、床上浸水等の被害につながっています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は川幅が狭く流下能力が不足している現状があります。また、市街化区域編入や相鉄いずみ野線延伸が予定されている慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区においては、小出川の流下能力不足による浸水被害が多発しています。さらに、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じていることから、河川改修等への取組強化と早期整備が喫緊の課題となっています。

「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川のうち、特に、境川、引地川の整備目標（流域対策を含めて60mm/h）、小出川の整備目標（概ね50mm/h）に対応した早期整備が必要となっています。引地川、境川及び小出川については、河川整備計画が策定されていますが、より具体的となった対策計画の早期推進が望まれます。

また、境川及び引地川は、平成25年度に特定都市河川流域に指定されたことから、県と関係市が共同で策定する「流域水害対策計画」（引地川は策定済）に基づく対策等、治水安全度の向上が期待されています。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

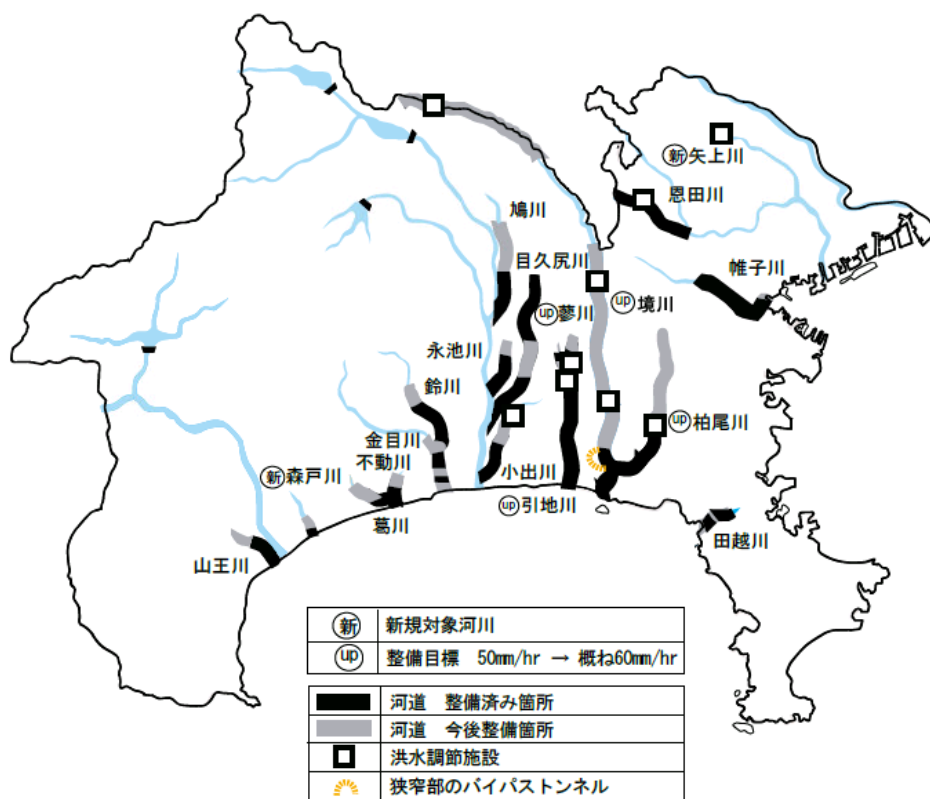
- 気候危機への対策として、境川、引地川、小出川の河川改修事業を早期に実施し、整備目標を達成すること。

### <効果>

突発的集中豪雨の影響による床下・床上浸水等の被害を抑制し、安全・安心な市民生活と災害に強いまちづくりに寄与します。

## 参考資料

【都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等】



(出典：神奈川県「都市河川重点整備計画<新セーフティリバー>」)

(市担当課 道路河川部 河川水路課)

### 5 藤沢駅南口交番の閉鎖期間における防犯体制の維持・強化について

(要望先 公安委員会)

#### 要望項目

藤沢駅周辺地区再整備事業において、令和5年度から藤沢駅の南北自由通路拡幅工事や駅舎改良工事が開始されることに伴い、令和4年9月頃から藤沢駅南口交番が一時的に閉鎖されるが、その期間が約5年間と長期にわたるため、その間に市民の体感治安が低下しないよう、防犯体制の維持・強化を図ること。

#### 要望内容

##### <現状>

藤沢駅は、JR東海道本線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄線の3線が乗り入れているとともに、バス、タクシーとの交通結節点として位置付けられ、鉄道乗降客数は、乗換客も含めると1日約40万人にのぼり、南口駅前広場では鉄道利用者以外の方も含め、1日約17万人の方が利用しています。藤沢駅の南口においては、1960年代から1970年代に整備されて以降、基盤の更新がほとんどなされておらず、交通量の増大や社会経済情勢の変化に対応できなくなりつつあります。そのため、当市は令和5年度に、市都心部であり市全体の活力をけん引する役割を担う藤沢駅周辺地区の再整備事業の取組の一環として、当市と鉄道事業者が連携して藤沢駅の南北自由通路拡幅工事や駅舎改良工事を開始します。そのことに伴い、令和4年9月頃から藤沢駅南口交番が一時的に閉鎖される予定です。

藤沢駅南口交番の閉鎖に伴い、県警は隣接する藤沢駅北口交番や川名交番等の交番勤務員を増員し、パトカーやアクティブ交番によるパトロール、児童の見守り活動の実施などにより、犯罪の予防、検挙活動を強化するとし、このことについて、藤沢駅南口交番を管轄する藤沢警察署からは、地元の自治会（町内会）などで構成する自治会連合会・防犯協会に対して、経過の説明もありました。

このように、藤沢駅南口交番閉鎖期間中でも、県警は藤沢駅南口エリアを守る警官の人数は減らないよう治安対策を講じていただいておりますが、当該エリアで

は、神奈川県警察交番等整備基本計画により、隣接する石上交番が令和3年3月に廃止され、藤沢駅南口交番に統合された経過があることから、藤沢駅南口交番の閉鎖が一時的とはいえ、約5年間という長期にわたるため、市民の体感治安の低下が心配されます。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

○藤沢駅南口交番が藤沢駅周辺地区再整備事業により閉鎖される間、市民の体感治安が低下しないよう、防犯体制の維持・強化を図ること。

### <効果>

交番は地域における安全・安心のシンボルであるため、地域住民に与える安心感は大きなものがあります。藤沢駅南口交番が閉鎖される期間において、警察が防犯体制の維持・強化に尽力し、地域住民に丁寧な説明を実施することにより、市民の体感治安が保たれ、安全・安心なまちづくりの実現に寄与します。

## 参考資料

アクティブ交番の様子



(市担当課 防災安全部 防犯交通安全課)

### 6 健康で豊かなスポーツライフの実現について

(要望先 スポーツ局)

#### 要望項目

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、スポーツを取りまく環境も一時的な停滞を余儀なくされているが、アフターコロナの時代を見据え、生涯にわたって心身共に健康で豊かなスポーツライフの実現をめざし、オリンピック・レガシーを未来に繋ぐため、県は、江の島周辺でのマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツ大会などの開催誘致に向けて、引き続き、積極的に取り組むこと。

また、スポーツ活動の充実、まちの賑わいの創出、地域交流の創出へと繋がるようなスポーツ施策の展開を、県は市と連携して取り組むこと。

#### 要望内容

##### <現状>

新型コロナウイルス感染症の影響によって、この間東京2020大会は1年の延期を経て開催されましたが、各種スポーツ大会については延期・中止が続いたばかりでなく、地域住民や子どもの日常的なスポーツ活動に対しても制約が課せられるなど、スポーツを取りまく環境も一時的な停滞を余儀なくされています。

そのような厳しい状況にあっても、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在であることから、当市は、令和3年10月1日に「藤沢市スポーツ都市宣言」を制定し、アフターコロナの時代を見据え、藤沢のまちが、スポーツを楽しむ元気な市民であふれ、子ども、高齢者、障がい者など、市民一人ひとりが「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で豊かなスポーツライフが実現するとともに、オリンピック・レガシーを貴重な財産として未来に引き継いでいけるような取組を積極的に進めています。

江の島周辺では、これまでもセーリングワールドカップをはじめとする世界的



なマリンスポーツのイベントが開催されてきたこともあり、東京2020大会を契機としたさらなるマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセンターはパラスポーツも含めた様々なシーンにおいて利用できることから、全国的な障がい者スポーツ大会などの開催誘致が考えられます。

しかしながら、このような国際大会をはじめとした各種大会の開催誘致に向けた取組や、スポーツに対する機運醸成、地域課題・社会課題の解決に結びつくようなスポーツ施策の展開を図っていくためには、県の支援・協力は必要不可欠です。すでに、県は当市の障がい者スポーツ連絡協議会主催の「ふじさわパラスポーツフェスタ」への講師派遣や、事業の後援をしていただくことなど、本市との協力関係を築いており、また、当市の障がい者スポーツ連絡協議会が県の障がい者スポーツ協会に正会員として加入したことで、なお一層の関係の強化や綿密な情報交換が可能となります。

#### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 江の島周辺でのマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセンターを活用した障がい者スポーツ大会などの開催誘致に向けて、引き続き取り組むこと。
- スポーツ活動の充実、まちの賑わいの創出、地域交流の創出へと繋がるようなスポーツ施策の展開について、市と連携して取り組むこと。

#### <効果>

各種大会の開催などを通じたスポーツ振興は、生涯にわたって心身ともに健康で豊かなスポーツライフの実現に寄与するとともに、オリンピックによってもたらされたレガシーを未来に繋いでいくことができます。

(市担当課 生涯学習部 スポーツ推進課)



## 広域的課題

(市長会要望事項から)

- 1 地震防災対策の支援体制の拡充について
- 2 重度障害者医療費助成制度の充実について
- 3 小児医療費助成制度について
- 4 保育士の確保及び育成について
- 5 脱炭素社会の実現に向けた取組について
- 6 道路の整備について
- 7 地域経済支援策の拡充について
- 8 教員数配置の充実強化について
- 9 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について
- 10 文化財の保護について
- 11 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について
- 12 自転車通行帯の整備について
- 13 都市環境整備の推進について
- 14 神奈川県林業・木材産業等振興交付金について
- 15 県移譲事務に関する手続きのオンライン化について

### 1 地震防災対策の支援体制の拡充について

(要望先 暮らし安全防災局)

#### 要望項目

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

#### 要望内容

##### <現状>

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき国が策定し、令和3年12月に改定された「建築物の耐震診断及び改修促進を図るための基本的な方針」において、令和3年3月に閣議決定された、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び「首都直下地震緊急対策推進基本計画」における目標を踏まえ、耐震性が不十分な住宅については令和12年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物については令和7年度を目途に、それぞれ概ね解消することが目標として掲げられました。

目標達成に向けて、県は平成8年度から平成22年度までは「市町村地震防災対策緊急支援事業」、平成23年度から平成27年度までは「市町村消防防災力強化支援事業」、平成28年度からは「市町村地域防災力強化事業」を実施しているところです。

当市では、国の基本方針が令和3年12月に改定され、「神奈川県耐震改修促進計画」が令和4年3月に改定されたことから、「藤沢市耐震改修促進計画」を令和4年4月に改定し、「令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消し、耐震診断義務付け対象建築物を大方解消する」という目標のもと耐震化促進事業を実施しています。

平成8年度からは「木造住宅耐震診断」補助事業、平成18年度からは「木造住宅耐震改修工事」補助事業を開始し、令和3年度末までに耐震診断1,439件、耐震改修工事286件に対して補助を実施しています。また、平成2

2年度から「分譲マンション耐震診断」補助事業を開始し、令和3年度末で22件に対して補助を実施しています。

「耐震改修促進計画」との整合性を図りながら、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に取り組み、県と共に「令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」という目標を達成するためには、特に耐震化率の低い木造住宅を優先的に支援する必要がありますが、一方で耐震性の劣るマンション等は、災害時に入居する多世帯へ被害があること、倒壊等が起きると周辺に対して影響が大きいことなどから、同様に支援を行う必要があります。また、耐震性の劣るマンション等は、被災後に改修等を実施しようとしても、居住者との合意形成の困難さから着手までに時間を要することが考えられるため、早急に県の支援制度を拡充し、耐震化を促すことが重要だと考えます。

#### <要望事項>

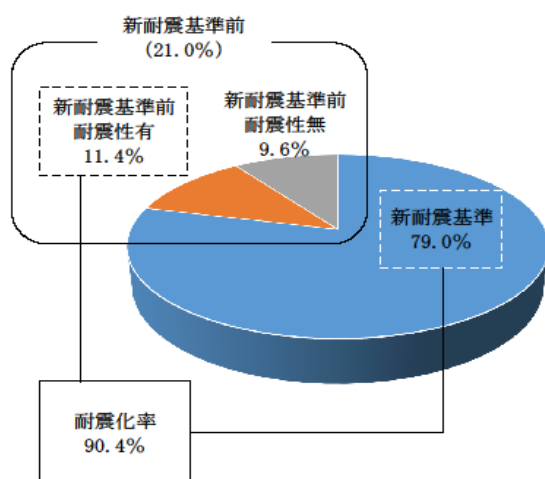
次の事項について要望します。

- 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とすること。
- 補助額、補助率を引き上げること。

#### <効果>

地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護することができます。

### 参考資料 住宅の耐震化の現状（令和3年）



(藤沢市耐震改修促進計画をもとに作成)

(市担当課 計画建築部 建築指導課)

## 2 重度障害者医療費助成制度の充実について

(要望先 福祉子どもみらい局)

### 要望項目

重度障害者医療費助成制度について、対象者を療育手帳B 1 及び精神障害者保健福祉手帳2級の方まで拡大すること。

また、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設するよう、引き続き国に働きかけること。

### 要望内容

#### <現状>

当市の障がい者等医療費助成制度では、重度障がい者の医療に係る経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳1級から3級及び65歳以上かつ4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級、療育手帳A 1・A 2（重度）及びB 1（中度）、65歳以上かつ寝たきりの方を対象に、通院・入院時における保険診療の自己負担分を助成しています。

一方、県の障がい者等医療費助成制度では、身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳A 1・A 2、身体障害者手帳3級かつ療育手帳B 1（中度）については補助対象となっており、精神障害者保健福祉手帳1級については通院のみが補助対象となっていますが、療育手帳B 1（中度）及び精神障害者保健福祉手帳2級の通院・入院時における保険診療の自己負担分が補助対象外とされています。

また、平成20年度には補助要綱が見直され、一部負担金の導入と制度の新規対象が64歳以下までとなり、平成21年度には所得制限が導入されました。さらに、令和元年度には精神障害者保健福祉手帳2級を対象とするよう求める請願が神奈川県議会へ提出されたことを受けて、県では令和3年度にアンケート調査を実施し、対象を拡大するか検討するとしています。

重度障がい者医療費助成制度は、重度の障がいのある方の医療費を助成することにより、障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。そのため、当市は県の要綱改正以降も補助対象等の見

直しを行わず、県の補助金の減額分を市費で補填していますが、助成対象者の増加に伴い、財政的負担も増大しています。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 療育手帳B 1 及び精神障害者保健福祉手帳 2 級の方まで対象者を拡大すること。
- 全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

### <効果>

障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与します。

## 参考資料

### 神奈川県と藤沢市の重度障がい者医療費助成制度

	対象者	一部負担金	年齢制限・所得制限
神奈川県	(1) 身体障害者手帳1級・2級 (2) IQが35以下 (3) 身体障害者手帳3級かつIQ50以下 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級 (通院のみ)	あり  通院1回200円  入院1日100円	【年齢制限】 65歳以上の新規適用除外  【所得制限】 特別障害者手当の所得制限限度額を準用
藤沢市	(1) 身体障害者手帳1級・2級・3級及び4級 の一部(65歳以上で後期高齢の対象範囲) (2) IQ50以下 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級(入院含む)・2級 (4) 65歳以上の寝たきりの方	なし	【年齢制限】 なし  【所得制限】 なし

※当市が作成する公文書において、「障害」という言葉が人や人の状態を表す場合、「害」の字の表記は、原則として「障がい」や「障がい者」といったひらがな表記としています。ただし、法令名や法律用語等を使用する場合を除きます。

(市担当課 福祉部 障がい者支援課)

### 3 小児医療費助成制度について

(要望先 福祉子どもみらい局)

#### 要望項目

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、どの地域に移り住んでも安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、小児医療費助成事業について、補助率を引き上げるとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

#### 要望内容

##### <現状>

小児医療費助成については、少子化対策及び子育て支援策として、各自治体において独自の基準を設けて実施しています。県の制度においては、補助対象が未就学児まで（所得制限・一部負担金あり）、補助率は3分の1です。一方、当市の制度は小学校6年生修了までの入通院を所得制限なしで、中学生の入通院については児童手当所得制限限度額に準じた所得制限を設けて助成しています。

小児医療費助成はすべての自治体で行っているものの、対象年齢や所得制限など、自治体間で制度の格差が生じています。国は平成27年度に「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」において、全国一律の小児医療費助成制度の創設について議論しましたが、結論に至らなかったという経緯があります。

県が平成25年度に公表した「緊急財政対策の取組結果」によると、県単独補助金については国の「社会保障と税の一体改革」の動向を見定めたいうえで、平成27年度以降も引き続き見直しを検討すると記されています。今後、県単独補助金の見直しが行われる場合には、自治体の財政状況及び市民サービスに大きな影響を与えることが想定されます。



## <要望事項>

次の事項について要望します。

- 子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- 県の小児医療費助成事業について、補助率を引き上げるとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

## <効果>

小児医療費助成制度が、住所地に関わらず同じ助成が受けられる全国一律の制度となることで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健康増進に寄与します。

## 参考資料

神奈川県と藤沢市の小児医療費助成制度

	対象者	一部負担金	所得制限
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～未就学児の入通院</li> <li>・小学生～中学生の入院</li> </ul>	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4歳～6歳の未就学児 通院1回200円 入院1日100円</li> <li>・小学生～中学生 入院1日100円</li> </ul>	<p>【所得制限】旧児童手当法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 扶養親族等及び児童がいない場合 532万円</li> <li>(2) 扶養親族等及び児童がいる場合 532万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額(老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円加算した額)</li> </ul>
藤沢市	<p>0歳～中学校卒業までの入通院 (中学生は所得制限あり)</p>	なし	<p>【所得制限】新児童手当法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 扶養親族等及び児童がいない場合 622万円</li> <li>(2) 扶養親族等及び児童がいる場合 622万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額</li> </ul>

(市担当課 子ども青少年部 子育て給付課)

#### 4 保育士の確保及び育成について

(要望先 福祉子どもみらい局)

##### 要望項目

依然として解消されていない保育士不足の問題に対し、地域の偏りが生じないよう保育士の人材確保や処遇改善に向けた更なる取組を実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。

##### 要望内容

###### <現状>

保育士の人件費は、各施設への公定価格に基づく給付費から支給されており、国は処遇改善として段階的に公定価格への加算項目の追加や単価の引き上げにより対応を図るとともに、令和4年2月からは収入を3%程度引き上げるための処遇改善臨時特例事業を実施していますが、依然として保育士不足の状況は解消されていません。

保育士の処遇改善のため、独自で事業を行う自治体もありますが、そうした事業の実施状況や事業効果は、自治体間の財政力の差によって格差が生じています。

当市では令和3年4月時点で待機児童は解消されましたが、既存園では保育士不足により児童の受入人数に影響が生じるなど、安定的な保育士の確保が引き続き課題となっています。また、当市は人口が増加傾向にあり、保育所等利用申込児童数も増え続けていることから、今後も引き続き保育需要の増加が見込まれるため、保育士不足がより深刻化することが想定されます。こうした状況の中、市独自の処遇改善や各種支援事業を実施していますが、より良い条件の自治体へ保育士が集中する傾向があることから、保育所運営法人等からはさらなる取組を求める要望が出ています。

国による自治体間格差を考慮した保育士の処遇改善は、すべての自治体が安定的に保育士を確保することにつながり、保育士不足の解消に寄与します。これまで、国でも一定の処遇改善を図ってきてはいますが、自治体間の財政力格差によって保育士不足が生じている現状においては対策が十分とは言えません。今後、

保育人材のすそ野を広げていくためにも、更なる処遇改善の実施や支援策の充実が必要です。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 保育士不足の問題の解消に向けて、地域の偏りが生じないように、保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。

### <効果>

国による自治体間格差を考慮した保育士の処遇改善は、すべての自治体が安定的に保育士を確保することにつながり、保育士不足の解消及び少子化対策に寄与します。

## 参考資料

保育士不足による受入児童数への影響

	令和3年4月時点	令和4年4月時点	対前年増減
定員までの受入ができない定員枠	160人	158人	-2人分
必要な保育士数	42人	47人	+5人
不足施設	13施設	15施設	+2施設

(市担当課 子ども青少年部 保育課)

### 5 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(要望先 産業労働局)

#### 要望項目

2050年カーボンニュートラル実現に向けて2030年度までに温室効果ガスを46%削減(2013年度比)することが目標として掲げられている中、国の「地域脱炭素ロードマップ」で示されている、自治体の建築物や土地に太陽光発電設備を導入することに対する支援に加え、設備設置に伴う市有施設の耐震補強工事等への財政的支援を行うとともに、国にも財政的支援を働きかけること。

#### 要望内容

##### <現状>

当市では、令和3年2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、その柱の1つとして脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを掲げています。また、この実現に向けて、令和4年3月に「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の改定を行い、「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減」することを目標として設定し、現在は、この目標の達成に向けて各種施策を推進しています。

市有施設に対する太陽光発電設備の導入については、国が示す「地域脱炭素ロードマップ」において、2030年には自治体の設置可能な建築物等の約50%、2040年には100%に太陽光発電設備の導入を目指すことが示されていることから、当市においても、新設や建替えを予定している施設を中心に、可能な限り太陽光発電設備などの地球温暖化対策設備を導入することを予定しています。

しかしながら、当市には300以上もの市有施設があるため、現在、第3次藤沢市公共施設再整備プランに基づき市有施設の再整備が進められているものの、建替えや更新に伴う太陽光発電設備の導入のみでは、国が示す基準に及ばないことが予測されています。加えて、市民や事業者等における再生可能エネルギーの

導入促進に向けて、行政がその取組を率先して進めていくことが求められています。

このことから、当市では、建物の更新を待たずに、既存の市有施設への設備導入を早急に進めていくことが望ましいと認識していますが、小中学校や浄化センターなど既存の市有施設へ太陽光発電設備を導入する場合、施設の老朽化により屋根の防水や耐震強度が不足しているなどの課題があり、導入にあたっては改修工事が不可欠な状況にあります。

令和4年度に国が予定する地方自治体を対象とした補助金・交付金事業においては、太陽光発電設備導入に関する工事費も交付対象とされていますが、この工事費には、屋根の防水工事や建物耐震補強工事などは含まれていないため、国が目指すスピード感に対応するべく、各自治体が市有施設等へ太陽光発電設備を迅速に導入していくには、交付対象となっていない工事費等が大きな負担となっています。

#### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 太陽光発電設備導入に伴う市有施設の耐震補強工事等への財政的支援を行うとともに、国に対しても財政的支援を働きかけること。

#### <効果>

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減に関する取組を推進し、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能なまちづくりに寄与するとともに、市が一事業者として温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組むことにより、市民や事業者の脱炭素化に向けた取組に対する意識向上につながります。

(市担当課 環境部 環境総務課)

## 6 道路の整備について

(要望先 県土整備局)

### 要望項目

広域的な都市間の交流・連携や地域との活力の創造につながる圏央道の早期完成に向け、横浜湘南道路及び横浜環状南線の早期の完成や交通案内などのソフト対策の実施を国等に働きかけるとともに、そのアクセス道路となる都市計画道路、藤沢厚木線辻堂工区、横浜藤沢線川名工区、遠藤宮原線（県道湘南台大神）の着実な整備推進を図ること。

### 要望内容

#### <現状>

圏央道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する3環状道路の一番外側に計画されている高規格幹線道路です。神奈川県区間は、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線の3路線が位置づけられており、中央自動車道・東名高速道路と湾岸地域を結ぶとともに、都市間を連絡する県の大動脈として期待されています。

現在、さがみ縦貫道路、新湘南バイパスが開通し、残る横浜湘南道路や高速横浜環状南線の早期完成に向け、国により事業が進められています。また、神奈川県区間の北側では、平成27年度に埼玉県区間、平成29年度に茨城県区間が全線開通するなど圏央道のネットワークの完成が近づいています。一方で、圏央道へのアクセス道路となる藤沢厚木線、横浜藤沢線、県道湘南台大神（（仮称）湘南台寒川線）については、「かながわのみちづくり計画」の整備路線などに位置づけられ事業化に向け、特に県道湘南台大神では用地取得や地元調整等の取組・検討が県により進められていますが、未整備となっています。

圏央道の開通によるストック効果により、当市への交通が大幅に増えている一方、横浜湘南道路などが完成していないことや、藤沢厚木線などのアクセス道路が未整備であることから、当市では交通混雑、渋滞、生活道路への通過交通の流入などの問題が生じています。このため、横浜湘南道路などの早期完成、圏央道

へのアクセス道路の整備推進、さらに広域交通への交通情報の提供や案内板の整備など、ソフト対策の充実を早期に図っていくことが必要とされています。

### <要望事項>

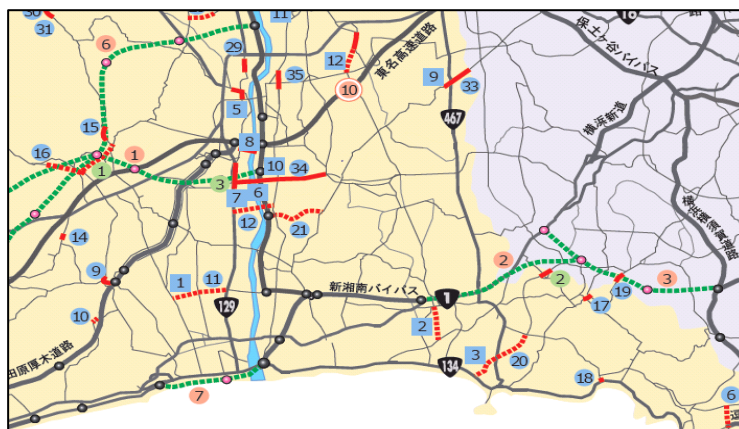
次の事項について要望します。

- 「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線川名工区」及び「県道湘南台大神」の早期事業着手・整備を進めること。
- 「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。

### <効果>

交通混雑・渋滞の解消、生活道路の機能回復等、交通機能の適正化が図られるほか、都市拠点の連絡強化による地域産業の活性化や観光振興等に寄与します。

### 参考資料



2	横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)	栄IC・JCT～藤沢IC	供用
3	高速横浜環状南線(首都圏中央連絡自動車道)	蓋利谷JCT～戸塚IC	供用
2	(都) 藤沢厚木線	藤沢市辻堂元町～羽鳥	道路新設(4車線)
3	(都) 横浜藤沢線	藤沢市片瀬～片瀬海岸	道路新設(4車線)
20	(都) 横浜藤沢線	藤沢市川名～片瀬	道路新設(4車線) 整備
21	(仮称) 湘南台寒川線	藤沢市宮原～寒川町宮山	道路新設(4車線) 整備

(出典:改定・かながわのみちづくり計画)

(市担当課 道路河川部 道路河川総務課)

### 7 地域経済支援策の拡充について

(要望先 産業労働局)

#### 要望項目

新型コロナウイルスの感染拡大状況は一進一退を繰り返しており、現在に至るまで、国、県による様々な経済支援策が実施されてきているが、市単独での経済支援には限界があることから、中小企業者及び個人事業者に対する減収の補填や資金繰り支援等の救済措置を県費等において継続するとともに、国に対しても支援の継続を要望すること。

その上で、地域経済活動の再活性化に向け引き続き企業継続への様々な支援策について各市が地域の実情に応じたきめ細やかな事業支援を適時迅速に行えるよう、必要な財政措置を継続して講じること。

#### 要望内容

##### <現状>

約2年半に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、市内経済は深刻な打撃を受け続けています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、これまで、国は、事業の継続を支え再起の糧となる事業全般に広く使える「持続化給付金」や、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響により売上が減少した中小法人・個人事業者等への「一時支援金」、「月次支援金」、「事業復活支援金」等で支援をしてきました。

また、県は、感染症の拡大を防止するため、時短営業等の要請に協力する飲食店に対する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付や、売上が大きく減少した酒類販売事業者に対する「酒類販売事業者支援給付金」の給付などによる支援を行ってきました。

こうした中、当市でも独自の経済対策として、コロナ禍初期における事業者の資金繰りのため、「新型コロナウイルスに係る災害復旧資金」の取扱いを開始し、その後も県協力金への上乗せ交付となる「新型コロナウイルス感染症拡大防止協



力金」の給付、売上高が2割以上減少した事業者に対する「中小企業事業継続支援金」事業や、市内施工業者に発注した店舗等に工事費用の一部を助成する「店舗・事業所等リニューアル補助金」による市内事業者の支援を行ってきました。

また、市内経済の早期回復、地域における消費喚起を目的として二度にわたり商品券事業を実施したほか、キッチンカー事業者の支援、感染症拡大の影響によりやむを得ず離職をしてしまった方を対象とした「合同企業説明会」、「テレワーク等導入支援補助金」などを実施してきました。

しかし、ワクチン接種が進む現時点においても、感染状況は先行きが不透明で、今後の景気回復が見通せない状況です。

こうした状況の中で、中小企業等に対し、長期にわたる継続的な経済支援が必要であると考えますが、ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済への影響などは計り知れない状況にあり、原油や物価高などは市民生活へも影響が懸念されているところです。

今後の状況が見通せない中、市単独で必要かつ十分な支援を行うことが困難となっています。

#### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 中小企業者及び個人事業者に対する減収の補填や資金繰り支援等の救済措置を県費等において継続するとともに、国に対しても支援の継続を要望すること。
- 各市が地域の実情に応じたきめ細やかな事業支援を適時迅速に行えるよう、必要な財政措置を継続して講じること。

#### <効果>

地域経済活動の再活性化に寄与します。

(市担当課 経済部 産業労働課)

## 8 教員数配置の充実強化について

(要望先 教育委員会 教育局)

### 要望項目

新学習指導要領の実施や、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたインクルーシブ教育を充実させることを目的として、小学校教科担任制のための専科指導教員や、小学校外国語専科教員、教育相談コーディネーター及び児童生徒指導担当教員を加配措置することについて国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。

### 要望内容

#### <現状>

令和2年度から新学習指導要領が全面実施となり、小学校5、6年生の外国語の教科化と小学校3、4年生の外国語活動の実施による週当たりの総授業時間数の1単位時間増加、プログラミング教育などの新しい教育への対応など、教員の負担が増大しています。

このような新学習指導要領対応に加えて、社会環境の変化に伴ういじめ、不登校や子どもの貧困問題など学校を取り巻く環境が複雑化・多様化していること、学習面や生活面での諸課題、特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあることなども、学校や教員の負担につながっています。特に、課題解決にあたる児童生徒支援・指導担当者や、支援教育・教育相談にかかるコーディネーター教員へのニーズが高まっていますが、そうした担当者やコーディネーター教員は学級担任やその他の分掌と兼務していることも多く、教員の負担を増加させる一因となっています。

国は、中央教育審議会での整理を踏まえ、小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべきであるとし、令和4年度から推進協力校に小学校高学年における

専科教員の加配措置が行われ、徐々に推進協力校を増やしていく研究をしていく計画としています。しかし、当市では推進協力校としての指定は1校のみであり、協力校以外では特定の教科における専科教員の配置は実施していますが、小学校高学年の教科担任制については、体制を構築し継続的に実施している学校はまだありません。そのため、国が計画する研究を推進するために、加配数の増員が必要です。

小学校の英語専科教員においては、国が令和元年度から加配措置を行っており、当市には令和元年度に4名、同2年度8名の加配配置がなされてから、増員されておられません。小学校35校全校への配置が望まれるため、その数は十分ではありません。

また、国が小・中学校における特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置づけを求めていることを受け、県は令和元年度から教育相談コーディネーターの業務を推進するためコーディネーターの後補充非常勤講師を配置するインクルーシブ教育校内支援体制事業を実施していますが、対象となっているのは指定を受けた小学校1校のみであり、こちらも小学校35校全校への配置が望まれます。

#### <要望項目>

次の事項について要望します。

- 新学習指導要領の実施によって増加した教員の負担を軽減するため、小学校教科担任制のための専科指導教員、小学校外国語専科教員、専任の教育相談コーディネーター及び児童生徒指導担当教員の加配措置について国に働きかけること。
- 専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。

#### <効果>

実状に即した教員の配置をすることにより、教員の負担軽減、働き方改革につながると同時に、全児童生徒にとって安心できる教育環境を整え、よりきめ細かな教科指導や支援を行うことが可能になります。

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

**9 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について**

(要望先 暮らし安全防災局)

**要望項目**

地域における防犯対策の更なる強化を図るため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付を今後も継続するとともに、防犯カメラ1台あたりの補助金額を令和3年度と同程度で維持すること。

**要望内容****<現状>**

防犯カメラは、犯罪の抑止に有効であると認識されており、店舗等の施設や公道での設置が進んでいます。さらに、犯罪発生時には防犯カメラの撮影画像が犯人特定に寄与し早期解決につながるため、地域の防犯力を高めるために重要なものとなっています。

県においては、東京2020大会等の開催を契機に、地域防犯力の向上を目的として、平成28年度から神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金が創設されましたが、防犯カメラ1台あたりの補助金額は、年々、減額されており、現時点では令和4年度をもって終了し、令和5年度以降は市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューに追加して継続的に支援することを検討していくとしています。

当市においても、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、地縁団体が防犯カメラを設置する場合には、この補助金を活用して設置費用の一部を市が負担しており、地縁団体からの防犯カメラの設置希望は今後も継続する見通しです。

防犯対策事業として、当市においては、夏期江の島周辺夜間パトロールや繁華街環境浄化パトロール、こども110番事業や市内7地区での安全・安心ステーションでの見守り活動、自転車盗難・ひったくり等の街頭犯罪や特殊詐欺の対策として防犯チラシやグッズの配布といった防犯キャンペーン事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模縮小や事業中止等により十分な実施には至っておらず、防犯体制の維持が懸念される状況です。

防犯カメラを設置することで、ボランティア団体や自治会・町内会、各関係団体等の負担軽減が図られるほか、犯罪抑止対策として有効であると考えます。そのため、引き続き地域における防犯力強化を図るため、防犯カメラ設置を継続して支援していく必要があります。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

○神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付を今後も継続すること。

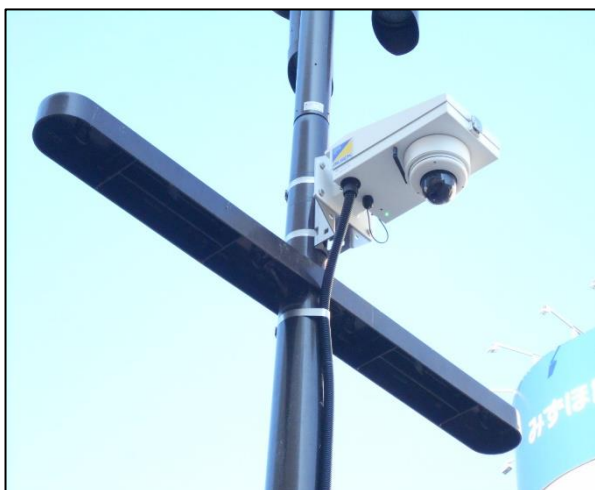
○防犯カメラ1台あたりの補助金額を令和3年度と同程度で維持すること。

### <効果>

犯罪抑止効果が高まり、安全で住みよい環境が整備されるとともに、撮影画像が犯罪捜査の証拠として活用されることで犯罪検挙率の上昇が期待でき、市民の不安解消がなされ体感治安の向上に寄与します。

## 参考資料

### 市負担で設置した防犯カメラの設置事例



令和2年度市直営設置事例(藤沢駅北口)



令和3年度市直営設置事例  
(藤沢駅東西地下通路)

(市担当課 防災安全部 防犯交通安全課)

### 要望項目

歴史的建造物の保存と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理事業費に係る国庫補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、県は国に働きかけること。

### 要望内容

#### <現状>

歴史的建造物は、地域の歴史を後世に伝える遺産であり、観光や文化分野における大きな資産です。とりわけ、建設から50年以上が経過し、国からの認定を受けた国登録有形文化財は、地域のみならず全国的にも貴重な文化資源となっています。

こうした国登録有形文化財の保存と活用を図るための補助制度として、文化庁の「登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助」がありますが、その用途は限られています。現状の制度では、国登録有形文化財の修理工事や建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理と、工事施工上必要となる事前調査等の事業に対しては補助が出ますが、工事そのものには補助が出ません。補助金の用途が限定されていることで、所有者は国登録有形文化財を保存・修理のための工事費用に補助金を充てることができず、工事の実施を諦めざるを得ない状況です。

## <要望事項>

次の事項について要望します。

- 歴史的建造物の保存と活用を図るため、設計監理経費以外の本工事費も補助事業の対象経費とするよう、県は国に働きかけること。

## <効果>

歴史的建造物の中でも、とりわけ国からの認定を受けた国登録有形文化財は地域のみならず全国的にも貴重なものであるため、保存と活用を図るための設計監理経費以外の本工事費を補助事業の対象とすることで、より多くの自治体で保存・活用ができるようになり、地域の歴史を継承するとともに、地域の文化や観光の発展に寄与します。

## 参考資料

国登録有形文化財（建造物） 齋藤家住宅 主屋 長屋門 石蔵



長屋門 西正面



長屋門 正面

(市担当課 生涯学習部 郷土歴史課)

## 1.1 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について

(要望先 環境農政局)

### 要望項目

国の「プラスチック資源循環戦略」や県の「かながわプラごみゼロ宣言」においては、プラスチックごみにより深刻化する海洋汚染への対策が強く求められており、特に、域内に海岸や河川がある市町村では、国や県の施策に加えて様々な独自の取組を行っている。

海岸及び河川管理者である県が強力なリーダーシップをとって「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を推進し、沿岸市町村及び、河川上流都市町と協力して各行政区域ごとに除塵機の設置を働きかけるとともに、広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた美化活動の取組を、県内に拡充すること。

### 要望内容

#### <現状>

当市を流れる境川には、湘南の海に流出するごみを減らすため、河川除塵機を設置し、浮遊ごみの回収や維持管理を行っています。この河川除塵機については、平成21年度まで、県の「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」として1/3以内の補助があり、その後一時的に国庫補助の活用が図られたものの、平成24年度以降は補助がすべてなくなり、当市のみで運用を継続しています。

海洋ごみの約8割は河川等を通じて陸域から流出したごみであるといわれており、その発生原因・場所等から、より広域的な対応が効果的ですが、国や県からの補助は減少傾向であり、当市などの沿岸市町村の負担が増大しています。

「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「かながわプラごみゼロ宣言」等を踏まえ、海岸管理者及び河川管理者である県が強力なリーダーシップをとって、沿岸市町村及び、河川上流都市町と協力し、県内全域において海岸美化と密接に関連する河川の美化に向けた取組を推進する必要があると考えます。



### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 海岸及び河川管理者である県が強力なリーダーシップをとって「かながわプラゴミゼロ宣言アクションプログラム」を推進し、沿岸市町村及び、河川上流域市町と協力して各行政区域ごとに除塵機の設置を働きかけること。
- 広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた美化活動の取組を、県内に拡充すること。

### <効果>

不法投棄やごみの回収を率先して迅速に行うことで、深刻化する海洋汚染やマイクロプラスチック問題への対応が図られます。

### 参考資料



河川除塵機による河川美化作業の様子



海岸漂着ごみの様子

(市担当課 環境部 環境総務課)

### 1 2 自転車通行帯の整備について

(要望先 県土整備局)

#### 要望項目

自転車の利用を促進し、交通における自動車への依存を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法が制定されている。当該推進法に基づき、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、また、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用を一層図るため、第2次自転車活用推進計画が策定されるなど、自転車の活用機運が向上している。

自転車の活用においては、自転車で安全に走りやすい道路の整備が重要であるため、ふじさわサイクルプラン（自転車活用推進計画）において「将来的な自転車ネットワーク路線」に位置付けられている県管理施設について、県は早期に自転車通行空間の整備を行うこと。

#### 要望内容

##### <現状>

昨今の健康志向や環境保護の必要性の高まり、観光地における交通渋滞の緩和を目的とした利用促進などを契機として、全国的に自転車の活用推進の機運が高まっている中、当市では、平成26年度に自転車施策に関する総合的な計画「ふじさわサイクルプラン」を策定しました。その後、令和2年11月に市町村自転車活用推進計画の策定が努力義務となったことを受け、同計画を「藤沢市自転車活用推進計画」として新たに位置づけ、安全で快適な自転車ネットワークの形成に向けて、「将来的な自転車ネットワーク路線」（以下「将来ネットワーク路線」という。）を設定しています。「将来ネットワーク路線」は、自転車交通量が多い地区間を連絡する道路、学校や商業施設へのアクセス道路、観光・レジャーなどによる広域ネットワーク路線等から選定しており、市道のみならず、県管理の国道1号以外の国道・県道・河川沿いの道路といった施設でも設定をしています。

「将来ネットワーク路線」のうち県管理施設の整備状況としては、県道30号戸塚茅ヶ崎では、令和3年度に辻堂駅南海岸線高砂交差点から藤沢警察北側交差点までの区間が完了し、国道134号では市内の全線にわたって車道混在による整備（矢羽根型路面表示の追加設置）に着手しています。しかしながら、それ以外は整備予定が示されていない状況です。

#### <要望事項>

次の事項について要望します。

○ふじさわサイクルプラン（自転車活用推進計画）において「将来ネットワーク路線」に位置付けられている県が管理する施設について、県は早期に自転車通行空間の整備を行うこと。

#### <効果>

自転車は、健康・環境・観光といった新たな視点での活用が進むことが想定され、自転車通行空間や駐輪環境の整備がより顕著な課題となるため、県が管理する施設の「将来ネットワーク路線」における自転車通行空間の整備が進むことは、当市の自転車ネットワークの根幹となる路線の整備に繋がり、沿道の自転車利用が加速していくことが期待されます。

#### 参考資料



整備事例（県道30号戸塚茅ヶ崎）

（市担当課 計画建築部 都市計画課）

### 1.3 都市環境整備の推進について

(要望先 県土整備局)

#### 要望項目

「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点形成に向け、今後、整備等が概ね10年に亘り続く中で、新駅設置や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりに向けた関係機関との調整や、事業用地の確保に向けた県貸付金の活用、特定財源の確保など、事業の円滑な履行について、引き続き財政的支援や体制づくりに取り組むこと。

#### 要望内容

##### <現状>

「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点の整備に取り組むもので、神奈川県のリダーシップのもと令和3年度での都市計画決定及び事業推進体制が整い、事業実施のスタートを切る段階に至ったものです。

新たな地域の拠点の整備に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成19年度には、神奈川県、鎌倉市、当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら、実現に向けて取り組んでいるものであります。

平成30年度には「藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりと村岡新駅（仮称）設置に関する合意書」を神奈川県及び鎌倉市と締結し、令和3年2月8日には、JR東日本と3県市で、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書」を締結し、相互に協力して円滑に事業を実施することや費用負担割合が決定しました。あわせて、令和3年3月にはUR都市機構と3県市で、藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりに関する協定を締結し、土地区画整理事業の一体施行やまちづくりの推進体制が決定しました。さらに、令和4年

3月に、JR東日本と3県市で、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する基本協定」を締結し、令和4年度からは、令和5年度までの2か年で、新駅及び自由通路の詳細設計を実施します。

新駅の設置及びまちづくりの推進が決定したことで、新駅の設置の早期実現に向けて、今後は円滑な事業実施や事業費の縮減等が課題となっています。

#### <要望事項>

次の事項について要望します。

- 新駅設置に向けたJR東日本との調整に主体的に取り組むこと。
- 土地区画整理事業の円滑な履行に向けて、事業用地の確保に向けた起債や県貸付金の活用等の財政的支援や制度づくりに主体的に取り組むこと。
- 鎌倉市深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行への協力や、体制づくり等に取り組むこと。

#### <効果>

高度な研究、開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは、神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化につながるものです。また、公共交通への利用転換によるCO<sub>2</sub>削減やスマートシティをモデルとした環境配慮型のまちづくりを実践することで、先進的なまちづくりに寄与します。

（市担当課 都市整備部 都市整備課）

### 1.4 神奈川県林業・木材産業等振興交付金について

(要望先 環境農政局)

#### 要望項目

脱炭素社会の実現に向けた建築物等における木材の利用促進のために、幅広い整備事業において神奈川県林業・木材産業等振興交付金を活用することが可能となるよう、複数年度にまたがる整備事業も交付の対象とするとともに、県産木材の供給量や種類、経費等の実情に応じて合理的な設計・施工が実現できるよう、交付要件の緩和及び交付額の引き上げを図ること。

#### 要望内容

##### <現状>

当市では、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、法第11条第1項の規定に基づいて神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針」（平成17年4月1日適用）に即して、「藤沢市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」（平成31年3月15日適用）を定め、市内の公共施設の整備における木材の利用を促進しています。

令和3年10月1日付けで法が改正され、国の施策としても脱炭素社会の実現に向け、より一層の木材利用の促進が掲げられたことから、当市としても公共施設の整備における木造・木質化をより積極的に推進していきたいと考えており、これを実現するために「神奈川県林業・木材産業等振興交付金」（以下「交付金」という。）を活用することは有効な手段であると考えます。

しかし、現行の交付金制度では、単年度で整備が完了する事業が交付対象であることから、木造化に係る交付金の交付を受けることは断念せざるを得ず、また、交付要件として、県産木材の使用量が全体木材使用量の50%以上であることが定められていますが、県産木材の種類や供給量、コストの面から、当該要件を満

たしつつ、工期短縮やコスト削減を考慮した設計・施工を行うことは、極めて困難であります。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

○複数年度にまたがる整備事業も交付の対象とすること。

○県産木材の供給量や種類、経費等の実情に応じて合理的な設計・施工が実現できるよう、交付要件の緩和及び交付額を引き上げること。

### <効果>

交付対象事業の拡大と交付要件の緩和により、木造・木質化を導入する事業が増加し、「森林資源の循環」が促進され、ひいては「脱炭素社会の実現」に寄与します。

## 参考資料

### 木造公共施設整備事業 制度の概要

対象	(1) 県産木材を使用して「木造施設の整備」若しくは「内装の木質化」を予定している公共施設、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等 <small>&lt;参考 これまでに補助を実施した施設&gt;</small> 庁舎の共用スペース、公民館、児童館、保育所、幼稚園、小中学校等 (2) 単年度で整備が完了する施設
要件 (令和3年度時点)	(1) 整備する施設の所在地において、木材利用に係る市町村方針が策定されていること。 (2) 対象施設の延床面積が300平方メートル以上であること。また、内装木質化を行う場合は、内装木質化を行う実面積が300平方メートル以上であること。 既存施設の内装木質化は耐用年数の残存期間が10年以上あること。 (3) 県産木材の使用量が、全体木材使用量の50%以上であること。 (4) 対象施設において、県産木材の普及活動を実施すること。(PR看板の設置、県が行う普及活動への協力等) ※ 実際に事業を行う際には、上記のほかにも細かな要件があるため、個別に確認させていただきます。
補助率 (令和3年度時点)	(1) 木造公共施設整備 建築費×15% ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、2分の1以内 ア、CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物 イ、耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 ウ、角材を使用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 (2) 内装木質化 建築工事費×内装木質化床面積/延床面積×3.75% ただし、内装木質化部分に係る事業費に2分の1を乗じた金額を超えないこと。※建築工事費は電気・上下水道工事費、外構工事費、備品費等を除きます。



(県ホームページから引用)

当市の木造公共施設の様子

(市担当課 企画政策部 企画政策課)

### 15 県移譲事務に関する手続きのオンライン化について

(要望先 総務局)

#### 要望項目

市町村で受付をしている県所管の行政手続について、オンライン化が可能な手続きの整理などを早急に行った上で、可能な限り多くの手続きにおいて、県の責務としてオンライン申請を実現すること。

#### 要望内容

##### <現状>

政府において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があることから、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととしています。

「自治体DX推進計画」の重点取組事項の一つとして、「地方自治体における行政手続のオンライン化」が掲げられており、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できることを目的として、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、国は自治体のシステム改修等の支援を行っています。

当市においては、オンライン化が可能な手続の整理と実施の計画を進める中で、市町村で受付を行っている県所管事務のオンライン化についても検討を行いましたが、不妊に悩む方への特定治療支援事業や、肝炎医療費助成制度といった多くの受付事務手続きにおいて、医療機関の証明書や所得証明書などの添付書類が必要であり、添付書類を電子収受することが可能かどうか、可能な場合にはどのような形で県へ送付するのかなどの整理が必要であるため、市町村独自のオンライン化が困難となっている状況です。



このような状況を踏まえると、市町村独自でオンライン化を行うのではなく、神奈川県における行政手続きのオンライン化を行っていただくことが、ひいては県民全体の利便性向上につながり、デジタル技術を活用して行政処分決定までの事務の迅速化・効率化も図ることが可能と考えます。

### <要望事項>

次の事項について要望します。

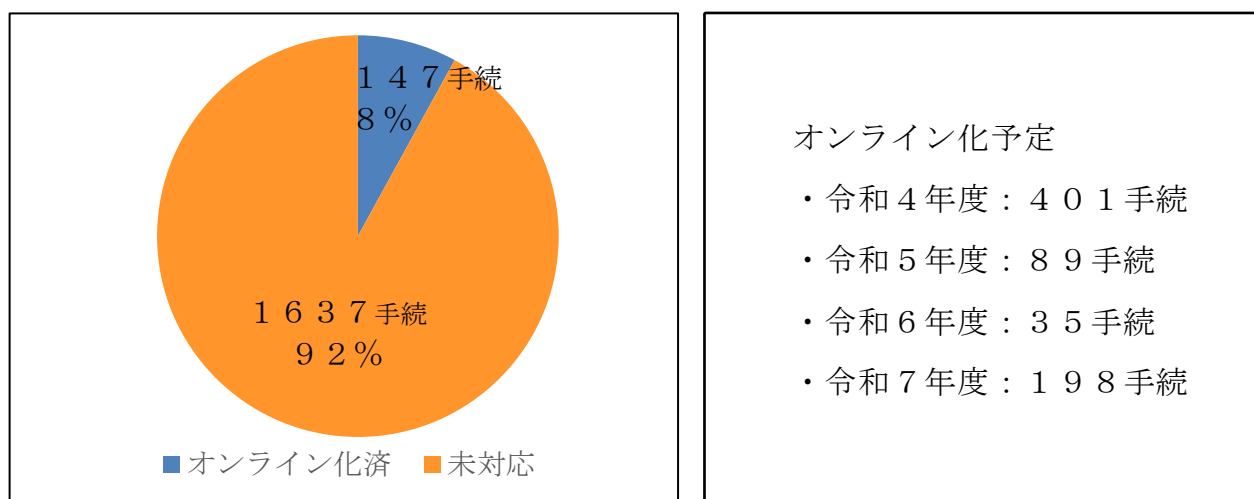
○市町村で受付をしている県所管の行政手続きについて、県の責務としてオンライン申請を実現すること。

### <効果>

市町村で受付を行わず、直接県へオンラインでの申請が可能となれば、県民全体の利便性が向上するとともに、デジタル技術を活用することで行政処分決定までの事務の迅速化・効率化に寄与します。

## 参考資料

藤沢市における行政手続きオンライン化対応状況



(市担当課 企画政策部 デジタル推進室)

## 県所管別要望一覧

※凡例

(個別)…個別課題

(広域)…広域的課題

### 総務局

(広域) 1 5 県移譲事務に関する手続きのオンライン化について…………… 44

### くらし安全防災局

(個別) 1 津波災害警戒区域内における津波避難対策の強化について…………… 2

(広域) 1 地震防災対策の支援体制の拡充について…………… 16

(広域) 9 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続について…………… 32

### スポーツ局

(個別) 6 健康で豊かなスポーツライフの実現について…………… 12

### 環境農政局

(個別) 2 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）について…………… 4

(広域) 1 1 河川ごみ対策・河川除塵機の設置等について…………… 36

(広域) 1 4 神奈川県林業・木材産業等振興交付金について…………… 42

### 福祉子どもみらい局

(広域) 2 重度障害者医療費助成制度の充実について…………… 18

(広域) 3 小児医療費助成制度について…………… 20

(広域) 4 保育士の確保及び育成について…………… 22

### 産業労働局

(広域) 5 脱炭素社会の実現に向けた取組について…………… 24

(広域) 7 地域経済支援策の拡充について…………… 28

### 県土整備局

(個別) 3 相鉄いずみ野線の延伸について…………… 6

(個別) 4 河川の整備促進について…………… 8

(広域) 6 道路の整備について…………… 26

(広域) 1 2 自転車通行帯の整備について…………… 38

(広域) 1 3 都市環境整備の推進について…………… 40

**教育委員会 教育局**

- (広域) 8 教員数配置の充実強化について…………… 30
- (広域) 10 文化財の保護について…………… 34

**公安委員会**

- (個別) 5 藤沢駅南口交番の閉鎖期間における防犯体制の維持・強化について…………… 10



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL (0466) 50-3502

FAX (0466) 50-8436

e-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

web サイト <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>